

明るい選挙 啓発ポスターコンクール

平成23年度 作品の募集

小学生・中学生・高校生の皆さん！
明るい選挙を呼びかけるポスターを
募集しています。
ふるって応募ください！！

募集開始
平成23年

5月9日

締め切り

9月9日

発表

11月



明るい選挙のイメージキャラクター
“選挙のめいすいくん”



平成23年度(第63回)明るい選挙啓発ポスターコンクール 作品募集要項

明るく、楽しく、美しいポスターを待っています!!

1 趣 旨 私たちが豊かで幸せな生活をおくるには、立派な政治が行われなければなりません。その政治は選挙によって選ばれた人たちによって行われます。だから選挙が明るく正しく行われなければなりません。そこで、全国の児童、生徒の皆さんに、明るい選挙を呼びかける印象的なポスターをかいていただきたいのです。

2 応募規定

(1)内容

明るい選挙を呼びかけることを内容に、自由に表現してください。

(2)応募資格

小学校児童、中学校・高等学校の生徒

(3)募集期間

平成23年5月9日(月)から平成23年9月9日(金)まで

(4)締切日と提出先

平成23年9月9日(金)までにあなたの住んでいる市区町村または通学している学校のある市区町村の選挙管理委員会に提出してください。(市区町村によって異なりますので、詳しくは最寄りの選挙管理委員会にお尋ねください。)

(5)画材

描画材料は自由(紙や布など、絵の具材料だけに限りません)

(6)大きさの基準

画用紙の四ツ切(542mm×382mm)、八ツ切(382mm×271mm)もしくはそれに準じる大きさ

(7)応募上のご注意

①作品のうら右下に、都道府県名、学校名、学年、^{ふりがな}氏名を必ず記入してください。

②応募作品は、原則として返却しません。

③入賞作品の著作権は主催者に属し、作品は自由に利用させていただきます。

3 審 査

(1)第1次審査

各市区町村選挙管理委員会において、小・中・高別に選びます。

(2)第2次審査(地方審査)

各都道府県選挙管理委員会において、小・中・高別に応募数に応じ、所定の点数を選んだうえ、第3次審査(中央審査)へ提出します。

(3)第3次審査(中央審査)

第2次審査で選ばれた作品について、下記審査員により入賞作品を決定します。

文部科学省・総務省・財団法人明るい選挙推進協会・都道府県選挙管理委員会連合会の各代表審査員

4 賞

(1)小・中・高別に次の賞を贈ります。

①文部科学大臣・総務大臣(連名)の賞状と財団法人明るい選挙推進協会会長・都道府県選挙管理委員会連合会会長(連名)よりの副賞

小学校 各学年1名 中学校 各学年2名 高等学校 各学年2名

②財団法人明るい選挙推進協会会長・都道府県選挙管理委員会連合会会長(連名)の賞状と副賞

小学校・中学校・高等学校 各学年若干名

(2)第3次審査(中央審査)に提出された方全員に、財団法人明るい選挙推進協会会長より記念品を贈ります。

5 発 表

11月初旬の予定

主催 財団法人 明るい選挙推進協会 都道府県選挙管理委員会連合会
都道府県選挙管理委員会 市区町村選挙管理委員会

後援 文部科学省 総務省 都道府県教育委員会 市区町村教育委員会



選挙ってなに???

小学生の皆さんへ

「もっと遊ぶところが欲しいな」とか、「もっとゴミの少ない町になったらいいな」…

みんなのそうした思いや願いを、みんなに代わって実現してくれる代表の人たちを選ぶこと。それが選挙です。

選挙では、本当に代表にふさわしいか、よく見て自分で判断し、進んで投票することがとても大切なことなんだ。

でも最近は、選挙に行かない人が多いんだ。特に20代の若い人の投票率が低くなっているんだよね。また、候補者がお金や物を贈って投票を頼んだりするなど、ルールに違反して問題となることもあるんだ。

政治家の寄附は
レッドカード



中学生・高校生の皆さんへ

私たちのくらしは政治に結びついています。その政治は、選挙で選ばれた人たちによって行われます。どのような人を選ぶかは私たちの未来を選択することでもあるのです。

「それは、みんなの代表を選ぶこと」

あなたの住む町をどういう町にするか、国で起きている問題をどう解決していくかということは、みんなが選んだ代表者によって決められます。その代表者を選ぶのが選挙です。

たとえば、身近な地域の代表として市区町村の長や議会の議員を、地方の代表として都道府県の知事や議会の議員を、国の代表として衆議院議員や参議院議員を選びます。

このように色々なレベルの選挙がありますが、それぞれみんなを代表して、みんなのために働いてくれる人を、みんなを選びます。選挙は民主主義の政治を支える大切な制度なのです。

全ての日本国民は、20歳になると選挙権が与えられ、自分の選んだ人に投票することができます。ところが最近では、とても大切なはずの選挙に参加しない人が多くいて、特に20歳代の若い人の投票率が低くなっているのです。みなさんはまだ選挙権を持っていませんが、投票できるようになったら、一票の大切さを改めて考えて欲しいと思います。



3

明るい選挙啓発ポスター 作成のポイント

村上尚徳 前文部科学省初等中等教育局教育課程課教科調査官

明るい選挙啓発ポスターの趣旨

私たちが豊かで幸せな生活をおくるには、立派な政治が行われなければなりません。その政治は選挙によって選ばれた人たちによって行われます。だから選挙が明るく正しく行われなければなりません。

そこで、全国の児童、生徒の皆さんに、「明るい選挙を呼びかける印象的なポスター」をかいていただきたいのです。

ポスターは、考えや情報を伝えるための表現です。
《ポイント》 自分のイメージが豊かに伝わるように、絵や文字を工夫することが大切です。

小学校(低学年～中学年)

伝えることと、自分の気持ちを表現することを、はっきりと分けるのではなく、選挙に対する思いや願い、イメージなどを素直に表現することが大切です。



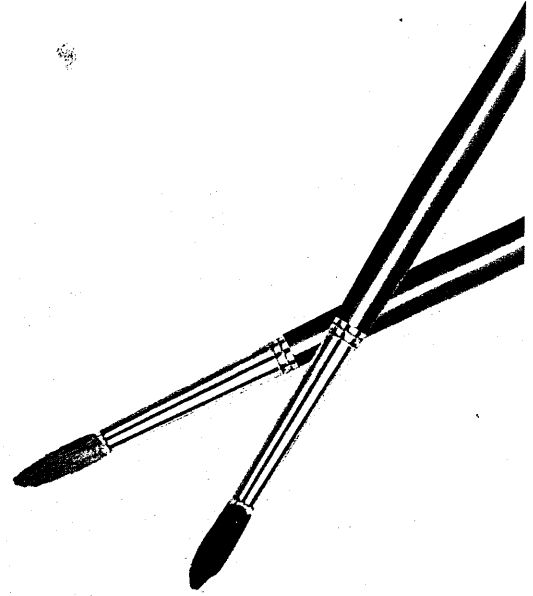
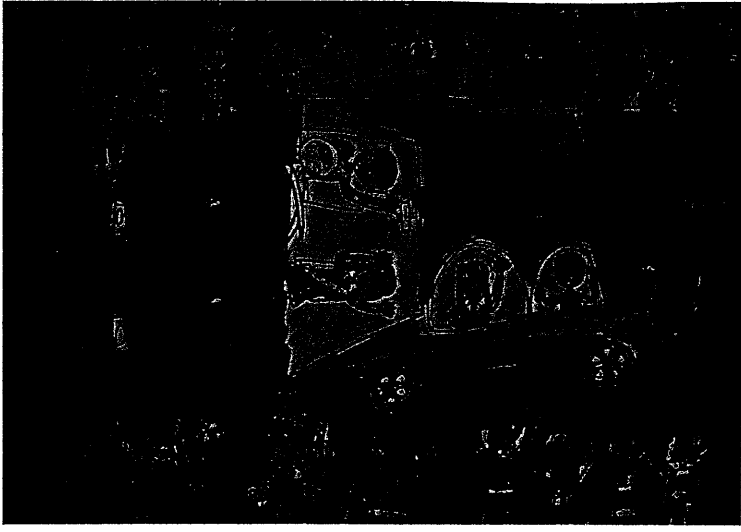
● ヒント-1

…イメージを大切に描く

このポスターは、選挙の場面は描かれていませんが、画面全体から、明るく楽しい雰囲気が伝わってきます。

文字を加えることにより、絵のイメージと選挙が結びついています。

竹田 葉菜さん
平成20年度 文部科学大臣・総務大臣賞
奈良県橿原市立真菅北小学校1年生(当時)



● ヒント-2

…実際の選挙に関する場面を描く

このポスターは、街で見かけた、選挙カーの様子を思い出しながら描いたのでしょう。人もたくさん描かれていて、選挙の具体的な様子が伝わってきます。

山田 星子さん

平成19年度 文部科学大臣・総務大臣賞

山口県周防大島町立安下庄小学校2年生(当時)



● ヒント-3

…体験をもとに想像して描く

このポスターは、学校の児童会の選挙などの体験をもとに、考えて投票している場面を想像して描いたのでしょう。

山本 円花さん

平成20年度 文部科学大臣・総務大臣賞

群馬県館林市立第十小学校3年生(当時)

小学校(高学年)

「伝える」ということを自分なりに考え、イメージをふくらませて、場面を工夫して表現することが大切です。



●ヒント-4

…象徴的に表現する

このポスターは、選挙でつくる活気ある日本を、日本地図を描いたおみこしを、たくさんの人が担いでいる姿で象徴的に表現しています。

河野 成希さん
平成17年度 文部科学大臣・総務大臣賞
宮崎県田野町立田野小学校6年生(当時)



●ヒント-5

…日常生活の場面と結び付ける

このポスターは、日常生活の場面を使って、選挙に行くことを忘れないでというメッセージを伝えています。

大和田 綾子さん
平成19年度 文部科学大臣・総務大臣賞
栃木県大平町立大平東小学校6年生(当時)

中学校・高等学校

見る人の立場に立って、何をどのように伝えるかを以下のような点に着目して考えることが大切です。

- 独創的な視点でどのような場面を表現するかを考える。
- 表現の意図に合った構図や色彩など考える。
- 標語と絵をどのように関連させるかを考える。
- 文字の形、色やバランスなど考える。

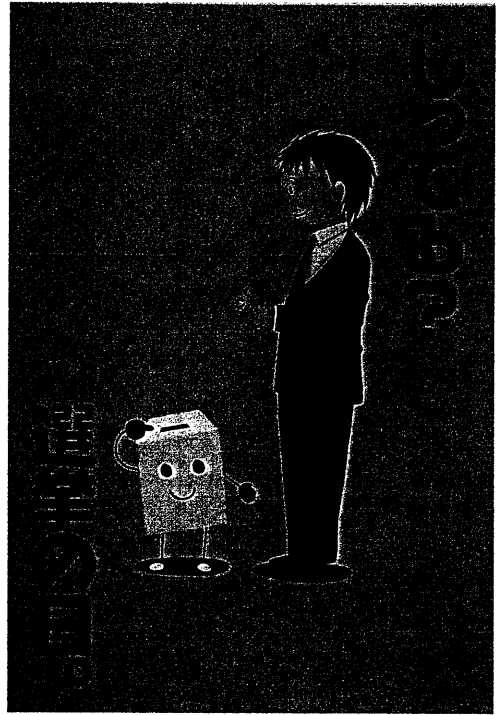


●ヒント-6

…象徴的なものを組み合わせる

いろいろな年齢、職業の人達が生き生きと生活している様子を描いています。人、日本地図、国会議事堂など、象徴的なものを組み合わせることで、選挙により一人一人が国をつくっていることを表現しています。

田代 智貴さん
平成18年度 文部科学大臣・総務大臣賞
静岡県御殿場市立御殿場中学校1年生(当時)



●ヒント-7

…伝えたい内容を厳選して構成する

伝えたいことを整理し、シンプルにまとめている。標語と絵の組合せが絶妙です。

川西 友菜さん
平成20年度 文部科学大臣・総務大臣賞
香川県立高松工芸高等学校3年生(当時)

平成22年度(第62回)明るい選挙啓発ポスターコンクール作品応募状況

都道府県	応募学校数				応募者数				中央審査提出数				
	小学校	中学校	高等学校	計	小学校	中学校	高等学校	計	小学校	中学校	高等学校	計	
北海道・東北	北海道	30	28	0	58	170	535	0	705	3	5	0	8
	青森県	14	22	5	41	71	269	45	385	3	3	5	11
	岩手県	91	41	7	139	1,643	379	73	2,095	11	4	7	22
	宮城県	126	65	4	195	311	659	21	991	4	6	2	12
	秋田県	16	23	2	41	142	137	10	289	3	3	0	6
	山形県	103	60	3	166	974	1,240	15	2,229	8	9	2	19
	福島県	58	50	5	113	160	375	29	564	3	4	3	10
	茨城県	296	146	7	449	1,936	1,711	20	3,667	12	11	2	25
	栃木県	246	112	7	365	1,664	1,041	19	2,724	11	9	2	22
	群馬県	219	150	6	375	2,833	5,058	187	8,078	12	12	2	26
関東甲信越静岡	埼玉県	305	150	6	461	6,521	2,406	48	8,975	24	13	5	42
	千葉県	258	92	10	360	1,256	1,281	16	2,553	9	9	2	20
	東京都	412	279	27	718	8,683	8,441	497	17,621	28	27	20	75
	神奈川県	125	84	4	213	1,713	747	9	2,469	11	7	1	19
	山梨県	90	54	6	150	2,050	1,717	52	3,819	12	11	6	29
	長野県	171	54	4	229	3,684	764	22	4,470	17	7	0	24
	新潟県	37	22	2	61	272	202	11	485	3	3	0	6
	静岡県	198	135	19	352	1,693	1,712	290	3,695	10	10	5	25
	富山県	54	52	4	110	225	556	62	843	3	6	6	15
	石川県	29	24	5	58	69	135	60	264	3	3	6	12
東海・北陸	福井県	71	47	1	119	623	1,481	10	2,114	6	10	1	17
	岐阜県	95	53	2	150	805	481	35	1,321	7	5	4	16
	愛知県	733	320	16	1,069	7,466	8,847	300	16,613	25	28	11	64
	三重県	74	44	2	120	814	1,036	15	1,865	7	9	0	16
	滋賀県	27	26	2	55	123	446	12	581	3	5	2	10
	京都府	104	45	6	155	1,586	649	97	2,332	10	6	1	17
	大阪府	148	80	6	234	3,751	3,357	198	7,306	16	14	11	41
	兵庫県	310	163	18	491	3,002	3,801	254	7,057	16	18	14	48
	奈良県	54	34	3	91	359	517	58	934	4	6	5	15
	和歌山県	15	21	6	42	348	102	84	534	4	3	7	14
中国	鳥取県	12	17	1	30	37	94	51	182	3	3	6	12
	島根県	12	20	3	35	286	335	6	627	3	4	1	8
	岡山県	42	41	2	85	83	302	12	397	3	4	2	9
	広島県	79	47	10	136	1,501	903	198	2,602	6	6	3	15
	山口県	61	43	5	109	225	436	15	676	3	5	2	10
	徳島県	109	56	5	170	593	1,060	20	1,673	6	9	2	17
	香川県	114	49	3	166	673	839	99	1,611	6	7	8	21
	愛媛県	152	71	11	234	758	716	50	1,524	7	7	5	19
	高知県	9	17	1	27	159	242	6	407	3	3	0	6
	福岡県	171	90	12	273	6,886	6,134	248	13,268	20	20	10	50
九州	佐賀県	76	55	6	137	539	689	60	1,288	6	6	6	18
	長崎県	39	32	4	75	204	229	54	487	3	3	6	12
	熊本県	47	24	2	73	122	223	7	352	3	3	1	7
	大分県	41	38	5	84	599	763	63	1,425	6	7	6	19
	宮崎県	72	40	3	115	345	265	76	686	4	3	4	11
	鹿児島県	39	26	4	69	147	589	22	758	3	6	3	12
	沖縄県	25	34	7	66	384	938	32	1,354	4	8	4	16
	合計	5,609	3,176	279	9,064	68,488	64,839	3,568	136,895	377	370	201	948

お問い合わせは市区町村の選挙管理委員会をお願いします。

財団法人 明るい選挙推進協会

〒102-0076 東京都千代田区五番町14番地
 電話 03-6380-9891
 ホームページ <http://www.akaruisenkyo.or.jp>
 メール akaruisenkyo@mua.biglobe.ne.jp